

## 令和3年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議 会議概要

### 【開催日時】

令和3年8月4日（水） 14:00～16:15

### 【開催場所】

鹿児島市教育総合センター3階 青年会館研修室

### 【出席者】

#### ○委員 20名

前原会長、小出委員、上原委員、小森委員、平嶋委員、根路銘委員、  
青木委員、富永委員、園田委員、精松委員、上稲葉委員、竹井委員、潟山委員、  
森田委員、米山委員、内村委員、原田委員、若松委員、田淵委員、宇都委員

#### ○鹿児島市

こども未来局次長、こども政策課長、保育幼稚園課長、母子保健課長、こども福祉課長、  
こども支援室長、保健予防課長、青少年課長、学校教育課長、ほか事務局職員

### 【会次第】

#### 1 開 会

#### 2 報告事項

- (1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について
- (2) 子育て支援施設利用者等アンケート結果について

#### 3 議 事

- (1) 主な施策の令和2年度実施状況と令和3年度実施計画
- (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

#### 4 その他

- (1) 鹿児島市子ども・子育て会議公募委員の募集について（令和4～6年度）

#### 5 閉 会

## 【質疑内容】

### 2. 報告事項

#### (1) 鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）の制定について

#### (2) 子育て支援施設利用者等アンケート結果について

（会 長）

報告事項(1)、(2)について、事務局から説明をお願いする。

（事務局）

資料1、資料2をもとに説明

（委員）

条例にすごく期待している。本市独自の条例が制定されることを望む。また、子どもを持つ親に、鹿児島市で子どもを育てたいと思ってもらいたい。条例を作って終わりではなく、内容のあるものを作るよう、要望する。

（事務局）

内容については別途検討委員会で検討していくこととなるが、子育て支援の部分など施策についても入れていけるよう検討する。作って終わりではなく、市民・地域と一体となって作っていく。

（委員）

①条例の子どもの範囲については、今後の検討ということであったが、子どもであっても親になる可能性のある子ども、18歳未満の若年妊娠の場合や、児童養護施設に入所中であっても20歳までは施設に入所できるなど、どこまで条例でカバーできるのか。古い話になるが、奨学金を保護者に取られてしまい学費が払えない学生がいた。18歳を超えており、家庭の問題であるということで、サポートできなかった。制度の狭間にある子どもの定義について、考えを教えて欲しい。

②条例案に「体験・活動の推進」とあるが、これは子どもを対象とするのか。

③資料2について、研修会の否定的な意見があれば教えてほしい。また、地域子育て支援センターとの連携について、使いづらさがある等の意見があれば教えてほしい。

（事務局）

①子どもの定義については、どこまでを対象にするのかも含めて、今後検討委員会で詰めていくこととしており、どこかの段階で報告出来ないか検討する。

②現時点では、子どもの体験・活動のイメージである。子どもが健全に育つために、様々な社会体験や自然体験が必要だと考えている。

（事務局）

③研修会に関する否定的な意見については、手元に資料がないので、後日回答する（文末に記載）。また、子育てサロン運営者を対象としてアンケートの「支援センターからの支援が必要であるか」に「思わない」と答えた方については、「地域の保育園・幼稚園と連携をしているので、子育て支援センターからの支援がなくても運営できる」というご意見もあるので、そういった方々が回答したのではないかと推測している。

※アンケートにおけるご意見（否定的なものを抜粋）

・子育てサロン運営者に対しての講義としては、内容がマッチしていない気がしました。

・今のところ、子育てサロンに参加される方の中には本日の内容が気になる子どもさんはいらっしゃいません。実際の子育てサロンには関係のなかったように感じました。

（委員）

①意見表明権についての言及があったが、是非とも未就学児や小学生の意見も聞いて欲しい

い。

- ②子どもへの周知が一番大切だと考えるので、子どもへ周知してほしい。
- ③ネーミングがなぜ「子どもの権利」ではなく「未来応援」なのか。

(事務局)

- ①子どもの意見表明については、幅広く対象についても検討する。
- ②条例は作ることよりも施策・推進の部分が大切だと考えている。ワークショップの中でも、子ども達が子どもの権利について学ぶ時間を入れており、このような場を今後も継続していきたい。
- ③現在から将来にわたって子どもの健やかな成長につながるよう、明るいイメージで検討している。ネーミングについても、今後検討する。

(委員)

資料2の子育て支援拠点利用者アンケートについて。開所に満足とあるが、利用自体に満足なのか。よく利用しているが、子どもと行っても実際、自分の子をずっと見ていなければならず、子育て支援センターは子ども中心の場という感じが強い。

施設に行き、母親も子どもも満足するために、もっと画期的に変わってもいいのでは。

(事務局)

りぼんかんや親子つどいの広場で毎年取っているアンケートでは、およそ8割の方が満足している。

育てる側も満足をという目的で、りぼんかん・親子つどいの広場では一時預かりをしている。仕事で預ける方もいるが、子育て中のリフレッシュのために使っていただきたいと考えている。規模的なものがあり、地域子育て支援センターでは対応が難しいが、一時預かりについては、実施していない施設もあるので、実施に向け検討していきたい。

(委員)

庁内意識調査の対象範囲・人数は。

(事務局)

対象は一般職員から局長まで、市長事務部局約3,000人である。子どもに関係しないような産業局・環境局など幅広い部署が対象となる。子どもの権利に対する市職員の認識についてアンケート調査を行い、条例制定後の施策推進に反映したいと考えている。

(委員)

厚生労働省が平成30年に、保育園の土曜日の登園率について調査している。平日を100人とすると、土曜日は32人。週休二日制が進んでいる地域などは20人になる。全く同じ月を対象に鹿児島市でも調査を行ったが、平日を100人とすると鹿児島市は67人であり、全国平均の倍である。鹿児島市は特殊な状況にある。親にとってのリフレッシュの時間ももちろん必要だが、ほんの少しでも子どもと時間を過ごせるようなきっかけになるよう、条例に期待する。

(事務局)

鹿児島市の状況は、経済や雇用状況が影響していることだと思う。条例の内容に、例えばワークライフバランスの取組など、事業者向けのことを明記できないか検討する。

(委員)

相談・救済・援護等の仕組みとあるが、病院の視点でいけば、貧困・いじめ・虐待に関して、治療の場で気付くことがある。医療・福祉の視点で、どのような内容になるのか、教えて欲しい。

(事務局)

現時点では、どこまでの内容とするかは不明であるが、様々な視点から、子育て支援へ

とつなげていきたい。

(委員)

こども福祉課の関係で生活支援を行っているが、支援員になってくれる人が少ない。家がゴミ屋敷の人は、相談する事自体を思いつかず、声を挙げるができない。かといって、社協のサポートセンターに頼むとお金がかかってしまうので、母子会に相談がある。行政の方で、支援員を養成するような仕組みを作ることができないか。条例の内容にも、支援員を増やすような内容を入れてもらいたい。介護関係では、2～3前に生活支援員を増やすための講習会などがあったが、子ども分野についても出来ないものか。

(事務局)

日常生活支援事業の中で検討する。条例内容については、様々な事情がある事も踏まえ、検討する。

### 3. 議事

#### (1) 主な施策の令和元年度実施状況と令和2年度実施計画

(会 長)

議事(1)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料3をもとに説明

(委員)

資料P14「子どもの未来応援事業」における子どもの居場所づくり支援の具体的な内容は。

(事務局)

子ども食堂プロジェクトに取り組んでいるが、地域によっては子ども食堂が無い地域がある。隣接する子ども食堂が出張して子ども食堂を実施するという取組があり、連携して何か出来ないか検討しているところである。

(委員)

子ども食堂への支援は良いと思うが、不登校の子どもなど、来られない子どももいる。不登校の子どもへの学習支援や居場所づくりも検討してほしい。

(事務局)

頂いた意見を担当部署へ伝える。

(委員)

不妊に悩む方への特定治療支援事業について。令和4年度の変更についての情報があれば教えてほしい。

(事務局)

国の方で保険適用に向けて動きがある。

保険適用になればそのまま保険を使って助成する。保険が効かない部分の助成に関する情報については今後、国から示される。

(委員)

事業の案内は市内の産婦人科や市民の方々へはどのように周知しているか。

(事務局)

国からの情報提供については、市の医師会を通して関係機関に周知している。市民への周知は産婦人科を通して行っている。

(委員)

児童相談所設置検討事業の予算額は、昨年度に比べ増額しているが、進捗状況はどうなっているか。

(事務局)

昨年の10月に鴨池公園駐車場の一部を候補地とすることや、児童相談所のほかに、一時保護所や市町村の役割である子ども家庭総合拠点の機能を付加するということに加え、子育て支援や母子保健の機能を有する施設の併設・複合化を検討していくことを発表した。

今年度は関連機能について検討を進めており、具体的には、候補地の近くにあるりぼんかん、中央保健センターの移転・複合化の可能性も含めて整理する予定である。予算が増えたのは、その検討にあたり、専門のコンサル業者への業務委託の経費である。また、6月7日に外部の学識経験者を含めた検討委員会を行ったところである。

(委員)

候補地は他にあるのか。

(事務局)

候補地が他にもいくつかあって絞り込んでいくとか、これから候補地をあげていくわけではない。ひとつ候補地をあげて、そこでさらに具体的に検討していく。

(委員)

高校生のためのライフデザインセミナー開催事業について、「仕事などをあわせた人生設計」とあるので、企業を巻き込んだセミナーだとよりリアリティのあるセミナーになる。

高校生の新入社員は、二十歳前後で結婚する方が多いと思う。高校生の時に企業の子育て世代の方から話を聞いたら、自分の家庭を作ることリアルに考えられる。

ぜひ企業を使ってやっていただくとおもしろいのではないか。

(事務局)

今年度新規事業で、市立3校、玉龍・商業・女子高で実施する。高校生なので、これから先の自分の人生をはっきり描けていない年代だと思う。そういった子どもたちに、本人の希望によるものではあるが、将来結婚し家庭を持って子どもを生み育てるということや、仕事を持ちながら子育てとの両立に苦労されているという状況があること、また、社会的な支援の仕組みなど情報提供をし、自分の将来のイメージを描いていただくことを目的としている。

学校の授業の一環として実施するので、企業を巻き込むことは予定していないが、従来から母子保健課において、新入社員を対象としたセミナーを毎年実施しており、事後のアンケートの中でも、非常に役に立ったという声もいただいているので、そこと合わせ、両方で進めていきたいと考えている。

(委員)

①パーキングパーミット制度について、自身が所属する子育てサークルの会員の方から声があるので紹介したい。妊産婦が妊娠7ヶ月から産後3ヶ月利用できる制度になっているが、産後3ヶ月だと健診ぐらいしか利用できず、ほとんど使う機会がない。

多胎児についてはチャイルドカーが大きく、普通の駐車場だと使うのが難しいので、期間をもう少し長くしてほしいとのことであった。

②基本的にこの施策すべてについて、男女が結婚する・子育てをすることが前面に押し出されていると感じる。例えば結婚せずに子育てをする方や、自分は女性だが女性が好きだという方などの人権を尊重するような取り組みをお願いしたい。

③子育て支援はたくさんあると感じたが、子どもの目線というものをあまり感じることができない。子ども自身が育って行くということも尊重してほしい。子どもにも人権が

あるので、子どもたちの育ちをぜひ支援していただきたい。

(委員)

ネットニュースで、多胎児の身障者駐車場の利用をどこかの自治体が実際に延長したというのを読んだ。特に多胎児は広い駐車スペースが必要だと思うので、それ以外に何か方法はないのか。

(事務局)

①質問にあったパーキングパーミット制度というのは県の事業だが、適用の範囲などについてご意見があったということをお管課にお伝えしたいと思う。

その他にも特に多胎児世帯の支援については、実態に則した有効な施策を実施していきように、実態を把握していきたいと考えている。

(事務局)

②③結婚は当たり前ではなく、個人の希望に基づくものと考えている。LGBTへの配慮も大切であり、結婚については、当たり前と誤解が生じないように、かねてから広報物等についても最大限配慮をしている。

子育て支援の事業はたくさんあるが、子ども目線のものがないというのは確におっしゃる通りだと実感する。今後制定する条例にも通ずるところがあると思うが、そういう視点を大事にしながら事業に反映させていきたい。

(委員)

ヤングケアラーについて、実態があれば何か支援をしてほしい。

(事務局)

ヤングケアラーに特化した市の窓口はないが、相談については子どもと女性の相談室などで受けており、担当窓口には繋いでいる。

今度の取組みについては、国の動向を見て関係部署と連携をして検討する必要がある。

(委員)

1号認定児が新2号認定児になると預かり保育ができるようになるため、新2号認定児がとても増えている。

認定子ども園については、2号認定及び3号認定施設型給付費で何とかやれているが、幼稚園への新2号対策としての支援、補助を充実していただきたい。

(事務局)

幼児教育・保育の無償化が始まり、1号認定児と2号認定児の無償化のタイミングが違うことや、預かり保育を一定の範囲内で無償で利用できるため、例年増加傾向にあったが、預かり保育の利用増に拍車をかけている状況にある。

支援策、補助等については、保育園協会や幼稚園協会と打合せ、意見交換の機会を通じて、厳しい財政状況ではあるが、対応できるものについては対応させていただきたいと考えている。

(委員)

①重度心身障害者等医療費助成事業について、窓口負担がなければ良いという意見もある。窓口負担は将来的になくなるのか。

②夏休みなので体験活動の募集が市民のひろばであり、今年6個申し込んだが、ほとんど定員オーバーで抽選漏れだった。市のいろんな施設で体験ができるように幅を拡げてほしい。子どもといっしょに体験することで、子どもたちはこういう学習をしていたんだと私たちも学ぶことができる。すごく良い取組みなので漏れることのないようにしていただきたい。

③就学支援、奨学金、助成について。コロナで状況が一変した家庭もある。子どもがその

状況を感じ取り、その先の進学や勉強を親に相談できず諦めてしまう子もいるのではないかとPTAとしては危惧している。PTAや保護者が、奨学金等について情報を収集し学び、どこにその情報があるのか集約できればと考えている。鹿児島市とPTA連合会が連携し、子どもたちが学ぶことを諦めないようにしたい。

(事務局)

重度心身障害者等医療費助成事業は、県の補助事業なので市の単独でできるということではないので、引き続き県の方に要望をしていく。

親子での体験活動については、回数や人数が制限されて確かに参加が難しいと思う。この意見を庁内の関係のところにお伝えしたいと思う。

奨学金の情報の集約についても、ご意見があったことを教育委員会などにお伝えしたい。

## (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

(会長)

議事(2)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4をもとに説明

(委員)

待機児童について、鹿児島市は令和2年度は全国市町村ワースト6位だった。ここ20年でみてもワースト20の中にある。入所申込をして入れなかった人が全て待機児童となるわけではなく、入れなかった人に近く他の保育園を提案しても希望しなければ待機児童にカウントされないことになっている。待機児童は、昨年度が216人、今年度が82人とされているが、入れなかった人はもっといる。

このような中で、保育園協会として心配していることがある。令和3年4月1日現在の年齢別人口について、5歳の子どもは約5,500人、1歳の子どもは4,700人であった。4年後、今の1歳の子ども達が5歳になった時と現在とを比較すると、5歳児の数が800人ほど少ないことになる。小学校に上がる前はほとんどの子どもが幼稚園か保育所に通っており、その割合は6:4と言われている。各保育所の5歳児クラスは30人程度であるが、この800人のうち、保育所分は4割の320人にあたり、単純に考えて、およそ10か所の保育園がここ数年で必要なくなる計算になる。4歳児、それ以下の子ども達も同様に減ることが想定される。

今回の第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から6年度までの5か年計画で、まだ始まったばかりである。超加速度的な人口減少が始まったこの5か年をどう見ているのかお聞かせいただきたい。

(事務局)

本市では、平成25年度が就学前児童数のピークになっており、それ以降は、100~200人単位で減っている。これは全国的な傾向と同様であり、この下げ幅をいかに少なく抑えるかがこの計画の目的である。

また、保育所等への入所申込数及び入所児童数は、平成25年度以降も増え続けていたが、令和3年度に初めて減少した。国においても、保育所等の利用者数と申込数は、2025年がピークで、それ以降は減少していきだろうと見込んでいる。

この計画については、令和元年10月に始まった無償化により子どもを預けようとするうごきと、全体的に子どもの数が減っていく実態と、どちらの影響が強く出るのかが計画策定時に見込めなかったため、ひとまず令和4年度までの見込みを立てて、令和5、6年

度は据え置いた経緯がある。来年度はこの計画の中間見直しを行うこととしており、据え置いた部分について改めて検討することとしている。

今年度に関しては、入所申込数や入所者数が減ったのが、コロナによる預け控えといった一時的なものなのか、国が言うところの全体的な申込数が減るピークを迎える時点が来たのか、今年1年だけの数字では判断できないが、来年度の計画見直しに向けてつぶさに検証していく必要があると考えている。

#### 4. その他

(会 長)

事務局から何かあるか。

(事務局)

本日出席いただいている公募委員の皆様の任期については、令和2年4月30日までとなっている。今後の委員については今年度募集するので、現公募委員の方もぜひ再度検討を。募集は1月頃を予定しており、詳細については市民の広場等でお知らせする。

(会 長)

本日の会議はこれで終了する。

○会議後に寄せられたご意見等

(委員)

資料3につきまして「保育士確保のための直接人件費に対する助成事業はありますか？」

教育・保育施設における重大事故は多くが0～2歳で起きており、入眠中の死亡事故が多数を占めています。特に認可外施設で多く起こっており、その際には保育士が不在など人的な配置が十分でないことがあげられています。保育士の離職理由がライフイベント以外では、給与面が多くなっています。今回、保育士宿舍借り上げ支援事業などが増額など、施設・設備面での施設側への助成がありますが、直接保育士の人件費への補助があると確保にもつながると考えています。

(事務局)

認可保育所等の保育士については、資料3 P5の私立保育所等補助事業における非常勤保育士雇用等補助金や週休二日制実施補助金で、国が定める配置基準を超えて雇用した保育士に対する人件費への補助を実施しているほか、保育体制強化補助金で保育に関する周辺業務を行う保育支援者の配置に係る人件費を補助するなど保育士の負担軽減にも努めております。

また、認可外保育施設の保育士については、資料3 P5の認可外保育施設助成事業における人件費補助金で、保育における人的環境の改善を図るための人件費補助を実施しております。

(委員)

資料4につきまして「提供体制の取り組み状況は、量の評価になっていますが、質の評価についてはいかがでしょうか？」

先の質問とも関連しますが、認可外で重大事故が多いということも踏まえ、質の担保も必要になります。預ける保護者からは、預けられる保育施設で一定の質の担保がなされていると考えます。そのため、立入調査結果や指導監督への対応状況など質的な評価指標も提供体制の評価に加えていただくと、質と量の担保を市は取り組んでいる評価につながると考えています。

(事務局)

ご意見として承ります。なお、教育・保育施設の提供体制については、公募の上、既存施設の定員を増員することにより確保しておりますが、施設の選定について、子どもの受入や保育従事者の確保、施設運営の状況等に基づき判断しているため、あらたに提供体制を確保するにあたっては、量だけでなく質も伴っているものと考えております。

(委員)

私の職場である鹿児島市立病院の小児科での児童虐待症例の対応や産科病棟・NICU入院中の子どもとご家族に対して、予防的観点からこども福祉課の方や児童相談所の方と連携させていただいております。鹿児島市子どもの未来応援条例（仮称）において、医療機関を受診した子どもや周産期医療における特定妊婦の対応やそれに伴う児童虐待の予防的視点をふまえる医療機関との連携の仕組みがあると相談、救済、援護につながると考えています。当院では、児童虐待防止を病院として対応する「こどもを守る会」ワーキンググループを設置しました。医療機関での児童虐待症例や予防的観点から関わる現状を意見交換して、子どもの未来応援条例（仮称）の相談、救済、援護等の仕組みに医療機関との連携を御検討いただければ有難いです。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

子どもの健やかな育ちには、医療機関との適切な連携が重要であると考えております。

相談、救済、援護等の仕組みについて検討する際は、頂いたご意見も参考にまいります。

(委員)

第二期鹿児島市子ども子育て支援事業計画は、基本理念(1)、基本的視点(1)(2)から、子どものための計画であり、子どもは一人一人かけがえのない個人であり、子どもたちが明るく健やかに成長するための計画であることがうかがえます。

上記を踏まえ、3点申し上げます。

1. 施策の展開-1 施策の体系-(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備の①—④の順序について、次世代の親を育成するのは、もちろん重要なことですが、子ども自身の育ちを重視していただきたい思いから、施策に掲載する順序につきまして、意見申し上げます。

会議でも申し上げましたが、子育て支援は本当にたくさん施策があり、感謝しております。しかし残念ながら、「子ども自身に対する施策」は、全体から比して、数が少ないと考えます。その数少ない「子ども自身に対する施策」と考えられる、(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備について、第1番目に挙げる具体的取組に、①次世代の親の育成が挙げられているのは特に大変残念な思いがいたしました。

今の子どもは、将来親になるために生きているのではなく、子どもとして「社会の一員として尊重されるべき存在」です(児童憲章より)

「子どもの最善の利益」が基本的視点(1)に挙げられていることから、順番についてはご熟慮いただきたかったと思います。

2. IV 施策の展開-1 施策の体系-(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備-②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備-イ豊かな心の育成について人権教育・主権者教育を取り入れていただけますようお願い申し上げます。

基本的視点(2)には、「一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれる」とあります。

また2020年のユニセフの調査では、日本の子どもは精神的な幸福度が37/38位となっております。

これらのことから、「豊かな心の育成」は鹿児島市においても大変重要な課題であることが伺えます。

子どもの権利条約を推進するユニセフによりますと、子どもが自己肯定感をもって育ち、自分が社会の一員であると認識し、社会に責任を持つためには、子ども自身が自らの権利を学習し、理解を深めることが必要です。そのことによって子どもは自律的になり、他者も尊重するようになります。

<https://www.unicef.or.jp/cfc/about/about04.html>

また、千葉県による、次世代育成支援 > 子どもの意識・実態調査について「子どもの権利・参画のための研究会」でもこれらのことが言及されています。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/documents/sisin.pdf>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/shingikai/jidoukatei-2/ishikityousa.html>

鹿児島市による本計画では、心豊かな児童生徒を育むために、第一番目に道徳教育が位置づけられているようです。道徳教育が重視されていることは、資料3「鹿児島市子ども子育て支援事業計画」における主な施策の実施状況及び実施計画のP.39の掲載順序からも伺えます。文部科学省のHPによると、道徳教育は、「児童生徒が、生命を大切にす心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることは、とても重要です。」とあり、いじめ対策の一環として、重視されているものということです。

[https://www.mext.go.jp/content/20200305-mxt\\_kyoiku02-100002180\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200305-mxt_kyoiku02-100002180_1.pdf)

人間が社会生活を営む上で、道徳性が重視されるのは当然ですが、心豊かな児童生徒を育むためにも、また将来の大人として社会に責任を持つためにも、子どもが自ら自身の権利を学び自己肯定感を育てること＝「人権教育・主権者教育」を、道徳教育と同等かそれ以上に、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

3. 子どもの権利・人権を最重要視した具体的取組をお願いします。

200Pに及ぶ「第二期鹿児島市子ども子育て支援事業計画」全体の中で、「人権」・「権利」というキーワードはそれぞれ、1回ずつの記載だったようです。

本計画の基本理念は、「日本国憲法」・「児童憲章」また、日本国が締結しております「子どもの権利に関する条約」の理念と通底しているものと感謝申し上げます。

それらのことから、今後具体的取組を進めるにあたりましては、ぜひ、「個人の尊重」や、「子どもの権利」、「児童の幸福」などの理念を最重要視して、個々の施策を実施していただけますよう、お願いいたします。

(事務局)

1. ご意見の柱については、子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように教育環境の整備に努め、個性あふれる子どもを育てるとともに、豊かな体験の場を提供するなどして、社会性を培うことを目指して施策を掲載しております。施策の掲載順に優劣はありませんが、次期計画の策定にあたって参考とします。

(事務局)

2. 各学校においては、「人権教育は全ての教育の基本」を合言葉に、教科指導、生徒指導、学級活動など全教育活動を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりに努めています。また、豊かな人生の実現や、予測不能な困難を乗り越えて社会を形成する資質・能力を育成するために、国や社会の問題を自分のこととして捉え、自ら考え、判断し、行動する主権者を育成する主権者教育の充実にも取り組んでいるところです。

なお、このことについては、第二次教育振興基本計画に記してまいります。

(事務局)

3. 子どもの権利・人権を最重要視した具体的取組につきましては、今後、子どもの未来応援条例（仮称）の制定に向けて検討する中で、頂いたご意見も参考に、検討してまいります。

(委員)

本当に子育てで悩んでいる人が声をあげやすい仕組みや広報をしてほしい。

子育てに悩んでいる方は、見方によっては児童虐待と思われる生活状態になっている場合がある。生活支援の範囲に入れられないものだろうか。

(事務局)

現在、鹿児島市においては、広報紙「市民のひろば」やホームページ中「夢すくすくねっ」と等において、子育ての悩み相談等について広報を行っているところですが、より多くの市民に周知していけるよう更なる広報活動に取り組んで参りたいと考えています。また、児童虐待と思われるような生活状態につきましては、生活困窮においては、生活保護等での対応、そのほか育児支援や家事援助など、関係機関と連携して取り組んで参りたいと考えています。